

「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車
を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車
運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合
における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」
の一部改正に関するパブリックコメントの募集結果について

国土交通省では、令和5年3月13日から令和5年4月11日まで、「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」の一部改正についてパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、本件に関して、23件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので公表します。なお、本件に直接関係がなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

皆様方のご協力を深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 実施方法

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 募集期間 | 令和5年3月13日（月）～令和5年4月11日（火） |
| (2) 周知方法 | 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 |
| (3) 意見提出方法 | 電子メール、FAX及び郵送 |

2 意見数

提出意見数 23件

3 問い合わせ先

国土交通省自動車局貨物課

電話番号 代表：03-5253-8111（内線41323）

直通：03-5253-8575

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>旅客自動車運送事業者が過疎地域以外においても貨物の運送を行うことができることとすべきではない。(類似意見：1件)</p>	<p>今般の制度改正は、過疎地域以外においても貨客混載の実施に係るニーズが一定程度確認できたことを踏まえた措置であり、関係者による協議を求める等、一定の条件を課した上で、その実施を認めることとしております。</p>
<p>貨物自動車運送事業者が過疎地域以外においても旅客の運送を行うことができることとすべきではない。</p>	<p>今般の制度改正は、過疎地域以外においても貨客混載の実施に係るニーズが一定程度確認できたことを踏まえた措置であり、関係者による協議を求める等、一定の条件を課した上で、その実施を認めることとしております。</p>
<p>過疎地域においては制度を変更することなく貨客混載を実施できることとすべき。</p>	<p>左記のご意見を踏まえ、過疎地域における貨客混載の実施にあたっては、制度の変更を行わないこととしております。</p>
<p>貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いてタクシー事業を行うにあたっては、運転者の第二種運転免許の保有等、タクシー事業者に適用される規制が同等に適用されるべき。(類似意見：5件)</p>	<p>現行制度においても、貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いてタクシー事業を行うにあたっては、運転者の第二種運転免許の保有等、タクシー事業者に適用される規制が同等に適用されることとなっており、今般の制度改正にあっても、これらの規制は保たれます。</p>
<p>貨客混載の実施にあたっての条件は、実質的に地方公共団体が付すことになるのか。</p>	<p>貨客混載の実施にあたっての条件は、道路運送法第86条又は貨物自動車運送事業法第59条の規定に基づき、事業の許可にあたって国が付すものです。</p>
<p>関係者による協議は、貨客混載の許可の前後どちらにおいて整っている必要があるのか。</p>	<p>関係者による協議は、貨客混載の許可の前に調っている必要があります。</p>
<p>関係者による協議を整えるにあたっては、必ずしも全会一致を求めないとの認識でよろしいか。</p>	<p>必ずしも全会一致を求めるものではありませんが、地域の関係者間のコンセンサスの形成をめざして、十分議論を尽くしていただく必要があると考えております。</p>

<p>関係者による協議を整えるにあたっては、地域公共交通会議等の協議会を立ち上げる必要があるのか。</p>	<p>地域公共交通会議等の協議会等を立ち上げる必要はありません。</p>
<p>「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）のような通達を発出し、協議を整えるための具体的な手順を明確にすべき。</p>	<p>関係者による協議を整えるにあたって、協議会等を立ち上げて協議を行うことを必ずしも求めていないことから、具体的な手順を定めることはしていません。協議においては、地方運輸局が必要な助言等を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>関係者による協議が整っていること以外にもそれぞれの事業に応じた許可に付する条件を追加する等、許可の基準を厳格にすべき。</p>	<p>今般の制度改正は、それぞれの事業の許可の基準を変えるものではありません。</p>
<p>「地域の交通網の維持の観点から旅客自動車運送事業者（旅客自動車運送事業者が組織する団体、運転者が組織する団体を含む。）及び旅客をそれぞれ代表し得る者」とは、具体的にどのような団体等を想定しているのか。</p>	<p>個々の状況等により個別の判断が必要となるため画一的な回答は困難ですが、「旅客自動車運送事業者（旅客自動車運送事業者が組織する団体、運転者が組織する団体を含む。）を代表し得る者」の例として、都道府県バス協会やタクシー協会（又はその支部）等が、「旅客を代表し得る者」の例として、地域の自治会等が想定されます。</p>
<p>「地域の物流網の維持の観点から貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業者が組織する団体、運転者が組織する団体を含む。）及び荷主をそれぞれ代表し得る者」とは、具体的にどのような団体等を想定しているのか。</p>	<p>個々の状況等により個別の判断が必要となるため画一的な回答は困難ですが、「貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業者が組織する団体、運転者が組織する団体を含む。）を代表し得る者」の例として、都道府県トラック協会（又はその支部）等が、「荷主を代表し得る者」の例として、地域の小売業界団体等が想定されます。</p>
<p>関係者による協議には中小零細事業者による意見も反映されるべき。</p>	<p>関係者による協議を整えるにあたっては、中小零細事業者も含め、地域の関係者間のコンセンサスの形成をめざして、十分議論を尽くしていただく必要があると考えております。</p>
<p>関係者による協議には地方運輸局も参加すべき。</p>	<p>左記のご意見を踏まえ、関係者による協議にあたっては、地方運輸局も適切な協議が行われるよう助言することとしております。</p>

<p>協議を行う関係者に地方公共団体が含まれているが、どのような観点からの意見を求めるのか。</p>	<p>地域の交通及び物流の維持・確保の観点から、貨客混載の実施について地域の実情を把握している立場で意見を述べることを想定しております。</p>
<p>協議を行う関係者に地方公共団体以外の運送事業者等の参画は不要ではないか。</p>	<p>地域のニーズや課題は多種多様であることから、地域の交通及び物流の維持・確保に向け、地域で責任ある議論を行っていただくためには、地方公共団体のみならず、旅客や荷主、運送事業者等も参画することが必要であると考えております。</p>
<p>協議が整って貨客混載が許可されたのち、関係する地方公共団体等が協議内容を撤回した場合や協議が整った内容の期限が到来した場合、貨客混載の許可は自動的に無効になるのか。</p>	<p>協議が調っているという事実が失われた場合など、許可にあたっての条件等を満たさなくなった場合には、事業者が事業計画のうち貨客混載を実施するために必要な内容を削除する旨の事業計画変更を行っていただくことが必要です。</p>